

保育の必要性の認定に関する基準（案）

パブリックコメント資料

健やか部こども園課

- 子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき保育の必要性や子どもの認定区分^{※1}を決定することとされています。
- 保育の必要性の認定では、以下の3点について認定基準を定めることとされています。
 1. 「事由」 → 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
 2. 「区分」 → 長時間認定又は短時間認定の区分(保育必要量)
 3. 「優先利用」 → ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※1 認定区分と、利用できる施設・事業

| | 保育の必要性なし | 保育の必要性あり |
|------|--------------------|----------------------------|
| 3歳以上 | 1号認定 幼稚園・認定こども園 | 2号認定 保育所・認定こども園 |
| 0～2歳 | (認定対象外) | 3号認定 保育所・認定こども園・地域型保育事業 |

① 保育の必要性の事由

| 項目 | 国の基準 | 市の基準案 |
|-----------|--|----------|
| 保育の必要性の事由 | ①就労 ②妊娠、出産 ③疾病、負傷、障がい ④同居又は長期間入院している親族の常時介護又は看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれ ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合 | 国が定めるとおり |

② 区分（保育の必要量）

| 区分 | 国基準 | | 市の基準案 |
|--------|-------------|---|---------------------|
| | 保育時間 | 就労時間の下限 | |
| 保育標準時間 | 1日あたり11時間まで | 1か月あたり120時間程度 | 国の定めるとおり |
| 保育短時間 | 1日あたり8時間まで | 1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める | 就労の下限を1か月あたり64時間とする |

【保育短時間就労時間の下限の考え方】

現行の制度（1か月あたり120時間）と比較して就労の下限を大幅に緩和し、保育短時間の区分では就労の下限を1か月あたり64時間としております。

③優先利用

| 項目 | 国が例示する事項 | 市の基準案 |
|-------------|---|----------|
| 保育の必要性の優先項目 | <ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭 ②生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等） ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④虐待や DV の恐れがある場合など、社会的擁護が必要な場合 ⑤子どもが障がいをもつ場合 ⑥育児休業明け ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童 ⑨その他市町村が定める事由 | 国の定めるとおり |